

マルハニチロ森工場閉鎖に伴う離職者向け求人について

令和8年2月末でマルハニチロ森工場が閉鎖されることが令和7年8月21日に株式会社マルハニチロ北日本から発表されました。

ハローワークでは、会社と連携のうえ、工場閉鎖に伴い離職を予定される従業員の方の再就職支援を進めております。

つきましては、離職される従業員に対する求人の受付を次のとおり行いますので、求人提出のご検討をお願いいたします。

求人受付開始

令和7年11月25日（火）～

求人の取扱いについて

① 採用日は、マルハニチロ森工場離職の翌日以降としてください。

※工場閉鎖の後、残務整理が終了した段階となりますので、従業員により異なります。

※会社見学、説明、面接は在職中でも可能ですので、ハローワークにご相談ください。

② 12月から毎週、森工場従業員に求人情報を提供します。

③ 既に一般求人を公開中であっても、経験・知識等を考慮して異なる条件で募集する場合はハローワークにご相談ください。

※公開中の一般求人で募集する場合は、「マルハニチロ森工場従業員受入歓迎求人」と表記します。

④ 森工場従業員は、再就職援助計画対象労働者となります。条件により、早期再就職支援等助成金(雇い入れ支援コース)などの助成金が該当する場合があります。

お問い合わせ

ハローワーク函館 事業所部門
TEL 0138-88-1316

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方または雇用保険の特定受給資格者の方を、早期に雇入れ、賃金(※)を雇入れ前の賃金(※)より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

※ 毎月決まって支払われる賃金をいいます。

■「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

■「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指します。再就職援助計画対象労働者証明書をお持ちです。

■「雇用保険の特定受給資格者」

倒産や解雇など、主に会社都合により離職した方のことを指します。

※ 特定受給資格者および特定理由離職者の範囲の概要：

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_range.html

■「毎月決まって支払われる賃金」

時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当をいいます(労働協約、就業規則または労働契約において明示されているものに限りします。)

より詳しくは、裏面の二次元バーコードからガイドブック p.5をご参照ください。

助成金の対象

労働者

貴社に雇入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者(※)」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方。

※ 再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

① 「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主。

② 当該労働者を、雇入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主。

③ 当該労働者の雇入れ後の毎月決まって支払われる賃金を、雇入れ前の毎月決まって支払われる賃金より5%以上上昇させていること。

※ 試用期間中の賃金が低く設定されている場合は、試用期間後の労働条件による毎月決まって支払われる賃金と比較することができます。